平成２５年（フ）第１９１８号
北海道江別市中央町１番地の17　ビーバーハイツ101号
債務者　田村　義之
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９３２号
札幌市北区新川４条２丁目３番17号　鎌田日出男
債務者　鎌田　慶一
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９５３号
札幌市白石区中央１条５丁目２番22―401号
債務者　古内かおり（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９８２号
札幌市南区南沢１条２丁目８番６号　第２もなみコーポ202号
債務者　金田　忠雄
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１９９５号
北海道千歳市住吉４丁目５番23号　ウィングコート雅上203号
債務者　佐々木喜代子（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２０１３号
札幌市厚別区上野幌２条２丁目３番７号
債務者　白石　　朗
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第２５８号
群馬県前橋市広瀬町２丁目４番地10
債務者　小林　　晃
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２７０号
群馬県伊勢崎市八斗島町109番地　ハイツクロワッサン102
債務者　渡邊　雅子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２７３号
群馬県伊勢崎市山王町1145番地３　ドリームC102
債務者　髙橋　涼太
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３０７号
群馬県渋川市半田1980番地２
債務者　和田　英嗣
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３０８号
群馬県渋川市半田1980番地２
債務者　和田美智子
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３１０号
群馬県前橋市富士見町原之郷1953番地５
債務者　吉岡　　悟
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３２２号
群馬県渋川市半田2145番地３　伊藤貸住宅Ｂ－２
債務者　公文　竜一
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３２３号
群馬県渋川市半田2145番地３　伊藤貸住宅Ｂ－２
債務者　公文久留美
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３３１号
群馬県伊勢崎市除ケ町350番地９
債務者　大波　信夫
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３３２号
群馬県前橋市粕川町膳551番地５
債務者　清水　正則
1　決定年月日時　平成25年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第２２３号
群馬県高崎市江木町1318番地10
債務者　瀬間　秀也
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２５年（フ）第５１６号
神奈川県厚木市水引２丁目２番30―201号
債務者　新藤　洋子（旧姓露木）
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部